

平成 20 年度
「犯罪被害者週間」国民のつどい
中央大会

パネルディスカッション
資 料

資料 1 神奈川県安全防災局犯罪被害者支援担当課長 大竹准一

資料 2 警察庁給与厚生課犯座被害者支援室長 高木勇人

平成 20 年 12 月 1 日 於：砂防会館

神奈川県犯罪被害者等支援条例の概要

1 目的

犯罪被害者等の受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成の促進を図り、もって安心して暮らすことができる県民生活の実現に寄与する。

2 内容

(1) 基本理念

- ア 犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援の提供
- イ すべての県民の理解と配慮、自発的な取組の促進
- ウ 県、県民等、市町村の連携、協力による犯罪被害者等支援の推進

(2) 関係者の責務

県、県民、事業者、民間支援団体の責務を規定

(3) 犯罪被害者等支援推進計画の策定

犯罪被害者等支援施策の総合的、計画的な推進を図るため「犯罪被害者等支援推進計画」を策定

(4) 基本的施策

- ア 総合的支援体制の整備
- イ 経済的負担の軽減
- ウ 弁護士等による相談体制の充実等
- エ 日常生活の支援
- オ 心身に受けた影響からの回復
- カ 一時的な住居の提供等
- キ 人材の育成等
- ク 民間支援団体等に対する支援
- ケ 県民の理解の増進
- コ 事業者の理解の増進
- サ 推進体制の整備
- シ 地域における犯罪被害者等支援の推進

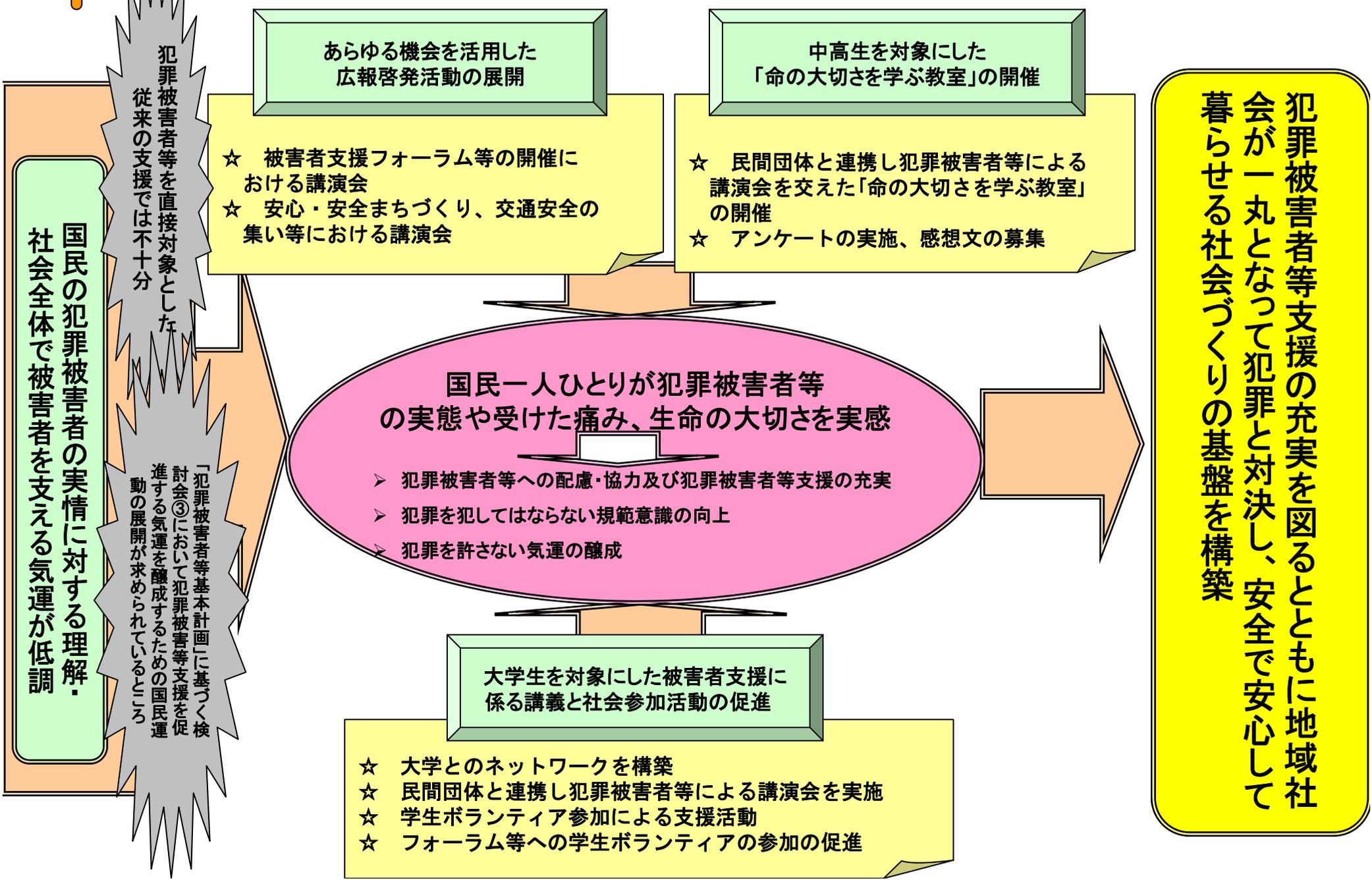
(5) 緊急支援の実施

犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合、緊急支援を実施

3 施行期日

平成21年4月1日

社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり



あらゆる機会を活用した
広報啓発活動の展開

- ☆ 被害者支援フォーラム等の開催における講演会
- ☆ 安心・安全まちづくり、交通安全の集い等における講演会

中高生を対象にした
「命の大切さを学ぶ教室」の開催

- ☆ 民間団体と連携し犯罪被害者等による講演会を交えた「命の大切さを学ぶ教室」の開催
- ☆ アンケートの実施、感想文の募集

大学生を対象にした被害者支援に係る講義と社会参加活動の促進

- ☆ 大学とのネットワークを構築
- ☆ 民間団体と連携し犯罪被害者等による講演会を実施
- ☆ 学生ボランティア参加による支援活動
- ☆ フォーラム等への学生ボランティアの参加の促進

犯罪被害者等を直接対象とした従来の支援では不十分

「犯罪被害者等基本計画」に基づく検討会③において犯罪被害者等支援を促進する気運を醸成するための国民運動の展開が求められているところ

国民の犯罪被害者の実情に対する理解・社会全体で被害者を支える気運が低調

社会全体で被害者を支え、地域社会が一丸となって 犯罪と対決する気運を醸成するための活動の例（その1）

中学生と地域住民との「命の授業」についての対話会の実施（山形県）

犯罪被害者遺族を講師に招き「命の授業」を行った中学校において、生徒と地域住民が「命の授業」を振り返る対話会を実施した。対話会では、犯罪被害者遺族のメッセージをもとに、いじめや暴力のない学校と地域社会の実現に向け、生徒と地域住民が積極的に意見交換を交わした。

生徒からは、

- 家族から注意されると「うるさい」としか思わなかったが、講演を聴き、自分のことを大切に考えてくれるのは、やっぱり親なんだと思った。
- いじめや一方的な暴力は決して許されない行為だと聞き、学校で「暴力追放運動」を始めた結果、喧嘩して暴力を振るうことよりも、話し合おうとすることが多くなった。
- 暴力やいじめのような場面が実際にあるが、まず自分から声を上げ注意して一緒に注意する仲間を増やしていきたい。
- 死をテーマにする話は、普段考えられないのでとても良い機会だった。中学生の仲間に聞いてほしい。

地域住民からは、

- いじめや暴力追放について、中学生が前向きに考えている姿は地域住民として大変うれしく思うとともに、責任を感じる。
 - 地域において、「いじめ追放運動」を活性化させることは大変だが、犯罪被害者の講演はそのきっかけとして受け入れやすい。
 - 生徒と地域が連携し、いじめの前兆を注意することに共感をもてる地域づくりが必要である。
- 等の意見・感想がでた。

防犯ボランティア地域交流集会における被害者遺族による講演の実施（福島県）

福島市内で開催された防犯ボランティア地域交流会で、防犯ボランティアや関係機関の代表者等参加者約100人に対して、殺人事件被害者遺族が講演を行い、地域社会が犯罪被害者に救いの手を差し伸べる重要性和安全で安心して暮らせる社会づくりの大切さを実体験を通して訴えた。

警察・大学との犯罪被害者支援ネットワークの構築（群馬県）

警察と県内大学・短期大学（26校）の間に「群馬県警察・大学短期大学犯罪被害者支援（共生）ネットワーク」を構築し、被害者支援及び治安再生への取り組みに向けた連携・協力体制の強化を図っている。

社会全体で被害者を支え、地域社会が一丸となって 犯罪と対決する気運を醸成するための活動の例（その2）

トラック運転手等を対象とした交通事故被害者遺族による講演会の実施（山梨県）

年末の交通事故防止県民運動期間中に、県トラック協会、県、県警が連携し、県トラック協会加盟事業者やトラック運転手等120名を対象に交通事故防止を目的とした交通事故遺族の講演会を実施した。

大学生を対象とした被害者支援講義の実施と社会参加活動の促進（京都府）

府内の私立大学の授業の中において、犯罪被害者遺族による講演を実施した。
聴講した学生の中には、民間支援団体に入会したり、ボランティアに参加する者やイベントの企画を行うものが出た。

安全・安心まちづくり大会における犯罪被害者遺族による講演の実施（岐阜県）

中津川市において「安全・安心まちづくり大会」を開催、遺族による講演を実施し、市民及び市町村、地域安全や支援の関係機関・団体、中学生など参加者約700人に対し、被害者の現状を理解させ、地域社会が一丸となって犯罪と対決する気運の醸成を図った。

被害者等の手記等朗読CDの制作と活用（山口県）

「命の尊さ、大切さ」について、多くの人に浸透させるため、被害者等の手記等をフリーアナウンサー等が朗読したものを吹き込んだCD「いのちの尊さ、大切さ」を制作、本部所属・警察署に配布し、防犯ボランティア集会等各種会合での活用が行われている。

大学における被害者遺族の講演（岡山県）

医療福祉関係大学において、被害者遺族の講演を実施した。
聴講生中約50人からボランティア活動参加の希望がなされた。
また、11月に開催予定のフォーラムの会場提供などに同大学の協力が得られることになった。

警察と関係機関・団体等 とのネットワーク

警察

関係機関

被害者支援連絡協議会

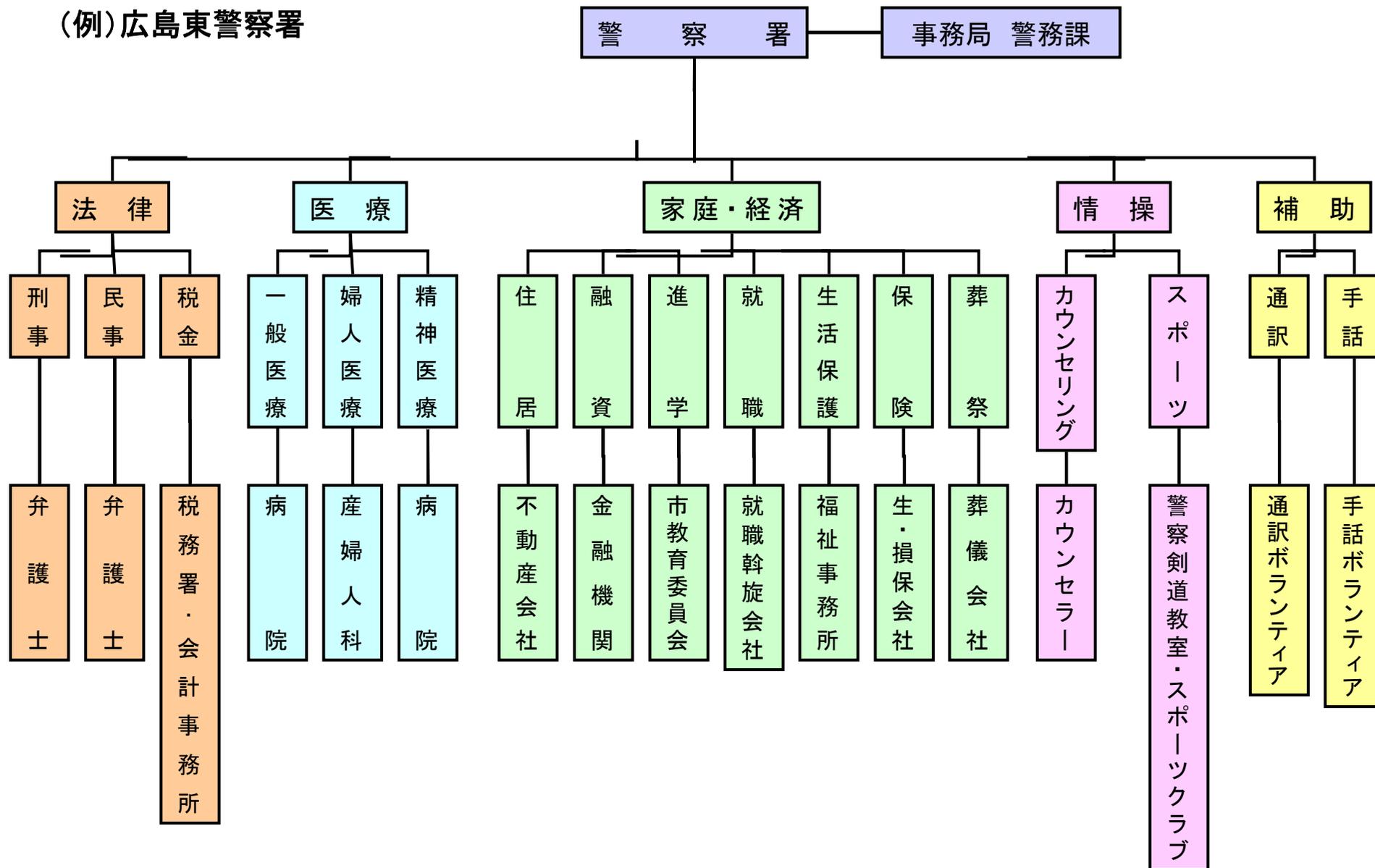
民間被害者支援団体

45都道府県45団体

- 県民生活課、生活文化課、安全・安心まちづくり推進課
 - 教育委員会
 - 婦人相談所、児童相談所
 - 福祉事務所
 - 地方検察庁、弁護士会、保護観察所
 - 医師会(精神科、産婦人科)
 - 臨床心理士会、精神保健福祉センター
 - 暴力追放運動推進センター、交通安全協会
 - 経済界
 - 報道機関
- 等

警察署レベルの被害者支援ネットワークの構築

(例) 広島東警察署



被害者支援連絡協議会を活用した被害者支援のための連携の事例(その1)

DV被害者への支援

警察署で被害者の孫から「祖母が祖父から暴力を受けている。離婚したいと言っている。」と相談を受けた。被害者は、夫への処罰の意思はなく、相談当時は施設に入所中であった。

警察署では、被害者に保護命令について説明するとともに、女性相談所への入所や裁判所への離婚調停の申し立て等を教示した。

その後、警察署と協議を行った福祉事務所は、犯罪被害者等基本条例に基づき、市の関係各課に支援を要請し、別の施設への入居、生活保護の手続き、離婚手続き、住民票の閲覧禁止の各種手続きを行うに至った。

被害者の夫が被害者を探して警察署や市役所、施設に押しかけるということもあったが、関係機関がその都度連絡を取り合い、被害者の安全を確保することができた。なお、市では、被害者への長期的な対応が必要という判断から、継続して支援を続けている。

性犯罪被害者への支援

被害者の届出により強盗強姦事件を認知した数日後、被疑者が他署において別事件で検挙され、被疑者は性感染症者であることが判明した。

そこで、被害者支援連絡協議会の構成員であるカウンセリングセンターや産婦人科医会の協力を得て、被害者に対する助言や被害者の精神的ダメージの緩和に配慮しながら、告知時期・方法の検討を行い、被害者に事実を告げ、性感染症検査についての説明を行った。(検査結果は陰性であることが判明)

心のケア

集団登校の列に自動車が突っ込み、小学生が死傷する交通事故が発生し、事故現場に居合わせた児童等が、「食欲がない」、「不眠等の症状」等のショックを訴えた。

警察署被害者支援連絡協議会に参画する精神科医や市教育委員会が、不調を訴えた児童に対し、カウンセリングを実施したほか、本部の被害者支援カウンセラーが、事故後における二次的被害を説明したパンフレットを作成し、関係者に配付した。

事故後数ヶ月を経過し、被害者遺族や、現場に居合わせた児童が過呼吸等身体的な不調を訴えたが、パンフレットにより事前に症状等を認知していたことから、カウンセリング依頼がなされる等、速やかな精神的支援を実施している。

被害者支援連絡協議会を活用した被害者支援のための連携の事例(その2)

家族内の傷害事件の家族への支援

加害者(18歳女子)が、家族間で口論の末、祖母に果物ナイフで負傷させた事案があった。加害者の実母は、自責の念により自殺した。さらに、加害者の弟も自殺願望を抱くようになった。

警察では、弟に対し心理カウンセラーによるカウンセリングを継続して行った。

その後、弟及び祖母の今後の生活における医療、福祉、教育面での支援の必要性があったことから、地域被害者支援ネットワークの構成員である精神保健福祉センター、市保健福祉部、地域総合支所健康福祉課と学校により支援会議が結成され検討を行った。

支援会議の検討により、遺族基礎年金や奨学金制度の利用が可能となり、精神保健福祉センターのカウンセラーや学校及び保健師等による継続的な支援が行われることとなった。

「被害少年専門部会」の活用による犯罪被害児童に対する支援

夫が妻を殺害した事件で、被害(加害)者の実子である小学4年の長女と小学2年の二女については、精神的動揺が激しいため、公費によるカウンセリングを実施した。

事件後、一旦は、伯父が子供たちを引き取ったが、伯父自身の子供への影響を考え、祖母に子供を預けることとなった。

祖母は高齢(69歳)であったことから、子供を養育するうえで、育成環境、経済的環境等の諸問題を解決する必要性があったため、被害者支援協議会における「被害少年専門部会」を開催した。

「専門部会」の開催により、スクールカウンセラーによる継続的なカウンセリングの実施、祖母が養育した場合における生活福祉の適用・経済的支援、子供に対する被害者支援の在り方について協議がなされるとともに、引き続き関係機関の連携を図っていくことについて確認がなされた。

遺産相続等に係る被害遺族への支援

夫による妻及び義母の死体遺棄事件(一家殺害事件)で、被疑者である夫は逃走して所在不明であったため、義母の二女が遺産相続について不安を感じて、警察署に相談をした。

警察署は被害者支援地域ネットワークの会員である弁護士を紹介した結果、遺産相続についての不安を解消することができた。

また、その後、相続税や確定申告について相談を受けたことから被害者支援地域ネットワークの会員の税務署へ警察署被害者支援係長が赴き、説明を受けた後、遺族宅へ赴き説明を行った。